

甲府市広告入り「おくやみハンドブック」作成業務における 広告取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、おくやみハンドブック作成業務における広告の取り扱いに関して、甲府市広告掲載要綱の規定に基づき、甲府市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2 広告の規格については、最大A4規格とする。

(広告の内容等)

第3 広告は、甲府市広告掲載要綱第3、及び甲府市広告掲載基準に定めるもののほか、次の各号を満たすものとする。

- (1) 遺族にとって有意なものであること。
- (2) 広告媒体には広告である旨を明示するほか、掲載される広告の商品・広告主等を市が推奨しているものではない旨を明記すること。

(広告の掲載期間)

第4 広告の掲載期間は1年間とする。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

(広告の作成等)

第5 おくやみハンドブック作成事業者（以下「事業者」という。）は甲府市広告掲載要綱、本要領その他市の指示に従い、広告の作成等を行うものとする。

- 2 広告の内容及び広告主について、市が指示するところにより、あらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。
- 3 掲載する広告の納品等の日程は、市の指示に従うものとする。

(広告の変更)

第6 事業者は、掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市の指示に従い第6第2項の規定による市の審査を受け、その承認を得なければならない。

(費用負担)

第7 広告募集は、事業者の責任において行い、その広告収入で編集、印刷、製本及び納品場所への配送を行うものとする。本市は広告募集に関し、募集活動の同行、ホームページ掲載などの営利を助長する活動は行わない。

(掲載の中止)

第8 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を中止することができる。

- (1) 広告内容が第3第1項の規定に反すると認められるとき。
- (2) 事業者が事業者の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第9 事業者は、広告に関するすべての事項において一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 事業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任において解決しなければならない。

3 市は、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第10 市は、第8の規定により広告の掲載を中止した場合において、事業者に損害が生じたとしても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月8日から施行する。